

事業群評価調書(令和2年度実施)

基本戦略名	8 元気で豊かな農林水産業を育てる	事業群主管所属	農林部森林整備室
施策名	(4) 地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり	課(室)長名	永田 明広
事業群名	農山村地域の暮らしを支える環境整備	事業群関係課(室)	農山村対策室、農業経営課、林政課

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)</p> <p>自然環境や水源かん養など農山村の持つ多面的機能の維持や、有害鳥獣対策、老朽ため池整備や山地災害危険地区における治山事業の推進及び治山施設の長寿命化対策による農山村集落の安全確保などに取り組みます。</p>							<p>(取組項目)</p> <p>)安心して生産活動に取り組むための鳥獣害防止対策)農業・農山村の多面的機能発揮のための活動や農業の実践)農林業・農山村の応援団づくりのための情報発信や県民との協働</p>			
事業群	指標		基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	<p>(進捗状況の分析)</p> <p>○山地災害危険地区の未着手箇所において、地元との合意形成を図ることで令和元年度に15箇所事業着手し、令和元年度の目標(570箇所)と同数の570箇所について事業着手している。</p> <p>ため池整備については、整備計画(一斉点検および耐震調査の結果)に基づき計画的に事業着手しており、令和元年度は目標(11箇所)に対し、整備が必要なため池13箇所について整備着手している。着手箇所の累計では令和元年度目標(92箇所)に対し、合意形成の遅延により88箇所に留まっているが、令和2年度着手をもって最終目標を達成する見込み。</p>
	ため池整備及び山地災害危険地区(Aランク)着手箇所数(累計)		目標値	575箇所	604箇所	636箇所	662箇所	691箇所	691箇所(R2)	
			実績値	538箇所(H26)	581箇所	612箇所	630箇所	658箇所	進捗状況	
		達成率 /		101%	101%	99%	99%		やや遅れ	

2. 令和元年度取組実績(令和2年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和元年度事業の成果等	中核事業		
				H30実績	うち一般財源	人件費(参考)			主な指標	H30目標	H30実績			達成率	
				R元実績						R元目標	R元実績				
1	取組項目	鳥獣害に強い地域づくり推進事業費	(R元終了) H29-R元	764,550	85,101	28,301	市町、鳥獣対策協議会等	「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策(以下、「3対策」)を地域ぐるみで進めるため、市町が取り組む事業への補助を行なうとともに、イノシシ被害の大きな地区や被害防止対策が不十分な地区において、集落環境点検をもとにした総合的な被害防止対策の実施を支援した。 また、イノシシ食肉処理施設の衛生管理等の研修会を開催し、捕獲した鳥獣の有効活用に向けた支援を行った。	活動指標	イノシシ被害防止重点指導地区数(累計)	917	938	102%	事業の成果 ・重点指導地区において、防護柵の設置や捕獲体制が整備されるなど、地域ぐるみでの対策実施につながった。県内の農作物被害額は被害のピーク時に比べて1/3以下に減少している。	
											958	985	102%		
						成果指標	捕獲隊設置チーム数(チーム)	263	285	108%					
								291	302	103%					
		農山村対策室				根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律								

7	多面的機能支払事業	H27-R2	753,206	240,896	27,105	農業集落	地域共同で行う農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図る活動や、地域資源の質的向上を図る活動の支援を行った。	活動指標	説明会の開催(回)	8	8	100%	事業の成果 ・農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与した。 (多面的機能支払取組面積) H30:15,775ha R元:15,465ha 310ha減 事業群の目標(指標達成)への寄与・本事業への取組を促進することにより、地域によるため池の保全管理活動の活性化に寄与した。
			739,853	236,480	27,044					8	8	100%	
			809,887	255,922	27,115					根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	資源保全活動取組面積(ha)	
		農山村対策室	多面的機能支払取組面積(ha)	16,562									
8	中山間ふるさと活性化基金		4,965	0	3,189	農業者、地域住民	農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民の共同活動(地域住民活動)や、この活動を推進する人材の育成、都市住民も含めた保全活動などの支援を行った。	活動指標	保全活動モデル地区支援(地区)	8	7	87%	事業の成果 ・地域住民の共同活動(地域住民活動)等を支援することで、活動を推進する人材育成及び地域保全が図られ農山村の持つ多面的機能の維持・発揮に寄与した。
		3,392								0	3,181	指導員への啓蒙・普及活動回数(回)	
		農山村対策室	2,583	0	3,190	根拠法令	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領	成果指標	保全活動モデル参加者数(人)	15,000	17,863	119%	
	長崎県ふるさと水と土指導員(人)									21			
9	ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	(R2新規) R2-6				ボランティア参加者、農山村集落	県がボランティア支援センター(NPO法人)に委託して、社会貢献に前向きな企業等を募集し、農地、農業用水路やため池等の維持管理が困難となっている集落とマッチングを行うことにより農山村集落の住民との共働による保全活動を実施する。	活動指標	ボランティア活動を推進した企業数(社)				事業の成果 ・環境保全活動に取り組み集落数(集落)
										24			
			農山村対策室	6,918	0					3,988	根拠法令	中山間ふるさと水と土保全対策事業実施要領	
	2												
10	ひと・水・土が調和した長崎農業実現事業費	H28-R2	6,578	2,470	3,621	長崎県諫早湾干拓調整池周辺地域	環境問題に対する世論の関心が高まる中で、閉鎖性水域が多く、地下水を水源にたよっている地域が多い長崎県において農業全体の在り方を環境保全を重視したものに転換していく取組を推進した。	活動指標	施肥改善等試験数(件)	6	4	66%	事業の成果 ・露地野菜(たまねぎ、レタス、ばれいしょ)での家畜ふん堆肥を活用した化学肥低減施肥技術の現地実証や調整池流域での肥効調節型肥料の利用拡大等につながった。
			5,910	2,132	3,621					5	5	100%	
			農業経営課	4,972	1,807					3,198	根拠法令	島原半島窒素負荷低減計画、諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画	
	1968	1793				91%							
11	環境保全型農業直接支援対策事業費	H23-	86,644	28,294	4,798	農業者グループ、市町、長崎県	化学肥料・化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併せて地球温暖化防止や生物多様性に効果のある取組を行う農業者の組織する団体等に対して支援を行った。	活動指標	県内市町、振興局参集の担当者会(回)	2	2	100%	事業の成果 ・微増ながら品目の転換や支援対象活動の見直しにより環境保全型農業直接支払制度の取組が拡大し、自然環境への負荷を低減した農業生産の普及に寄与している。
			87,617	28,589	4,828					2	3	150%	
			農業経営課	100,604	32,752					4,798	根拠法令	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	
	1870	1577				84%							
12	ながさき森林環境保全事業	H19-R3	96,914	0	44,723	森林所有者、森林組合、林業事業者	未整備森林の解消を図るため、荒廃した人工林等の整備やより効率的に森林整備を進めるために必要な高性能林業機械のリース支援等を行った。	活動指標	未整備森林の整備面積(ha)	1,300	1,120	86%	事業の成果 ・未整備森林を解消することで、森林の持つ多面的機能を効果的に発揮させることができた。
			126,236	0	22,033					1,300	1,002	77%	
			林政課	145,750	0					22,091	根拠法令	ながさき森林環境基金条例	
	59	55				93%							
									66				

13		保安林等整備管理事業		6,595	6,085	18,336	森林所有者	森林が有する水資源のかん養機能や山地災害の防止機能など、公益的機能を将来にわたって持続的に発揮できるよう、公益上重要な森林を「保安林」に指定し、森林の適正な管理を行った。	活動指標	年間保安林指定面積 (ha)	241	178	74%	事業の成果 ・山地災害危険地区(治山事業予定地)を優先して指定を行った。近年は1箇所当りの区域面積が小口化傾向であることや、元年度は書類調整に時間を要したため次年度指定とした。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与・15箇所の山地災害危険地区において、防災工事を行う治山事業を実施する条件となる保安林指定が行えた。
				7,579	7,018	18,287					241	41	17%	
				7,738	7,099	18,343	根拠法令	森林法(昭和26年6月26日付け 法律第249号)			50,639	50,568	99%	
		林政課	50,809	50,609	99%	50,850								
14	取組項目	県営林事業	S34 -	356,538	0	44,723	県	県営林5,529haについて、第13次経営計画(H31-R5)に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備を実施した。	活動指標	森林整備面積(ha)	254	260	102%	事業の成果 ・森林整備面積が82%にとどまったが、haあたりの材積量が多い森林が整備対象に多く含まれたことから、伐採材積も伸び、木材売払量は105%となった。
				265,401	0	45,334					350	288	82%	
				537,553	0	45,440	根拠法令	長崎県行造林規則(昭和34年2月20日長崎県規則第10号)			7,852	10,827	137%	
		林政課	12,483	13,119	105%	12,483								
15		森林環境譲与税事業費	R元-3				森林所有者	新たな森林管理システム(経営管理が行えない森林について市町が仲介役となり森林整備を行う仕組み)を進めるため、地域林政アドバイザーを育成し市町の実施体制を支援する。また、市町が同アドバイザーを活用した林地集約化の取組みを推進する。	活動指標	地域林政アドバイザーの登録者人数(人・累計)	18	34	188%	事業の成果 ・地域林政アドバイザー研修会を県庁で開催した。さらに資格要件を満たす県内の技術者に周知・登録呼びかけを行い、登録者数は16名増の累計34名となった。 ・事業群の目標(指標達成)への寄与6地域(市町)において、地域林政アドバイザーの活用が取り組まれた。
				1,261	0	6,760					根拠法令	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年3月29日号外法律第3号) 森林経営管理法(平成30年6月1日号外法律第35号)	2	
				2,993	2,993	6,778	4							
		林政課												
16	取組項目	ながさき森林環境保全事業	H19-R3	45,896	0	44,723	県内の市町、法人、森林ボランティア団体等	市町や森林ボランティア団体が行う森林づくり活動を支援することで、森林に対する意識の醸成を図った。	活動指標	市町等への説明会(回)	1	3	300%	事業の成果 ・市町、法人、森林ボランティア団体等への説明を実施したことで、市町の提案件数が増加している。
				35,174	0	22,033					1	1	100%	
				44,815	0	22,091	根拠法令	ながさき森林環境基金条例			15	28	186%	
		林政課	21	22	104%	21								

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

安心して生産活動に取り組むための鳥獣害防止対策

<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生鳥獣による農作物被害を軽減するため、被害の7割を占めるイノシシを中心に、地域ぐるみによる、「防護」「棲み分け」「捕獲」の3対策の実践を推進してきた結果、農作物被害額は平成29年度の216百万円から平成30年度は208百万円に減少しており、集落ぐるみの取り組みは、営農意欲の維持向上と、集落機能の活性化等につながっている。 ・しかしながら、3対策の担い手の高齢化、減少等が懸念される中、防護柵の設置状況や捕獲状況、被害発生状況等の見える化による、効果的・効率的な3対策の推進が必要である。また、捕獲された個体のほとんどは埋設や焼却等、廃棄されており、有効活用ができていない。さらに、野生動物の市街地等への出没による生活環境被害が近年、問題となっている。 ・ニホンジカについては市町による有害鳥獣捕獲に加えて、新たな捕獲の制度である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した集中的な捕獲を進めているところであるが、対馬、五島列島は依然として生息密度が高く、農業被害のほか、森林の下層植生の食害等による生態系被害も問題となっている。 	<p>課題解決に向けた方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3対策を効率的・効果的に進めるためのICT技術を活用したシステム構築、捕獲個体を地域資源として有効利用促進、野生動物から県民生活の安全を守るための体制整備を引き続き推進する。 ・ニホンジカについては、餌誘引による捕獲などの効果的捕獲技術の研修を行うことで、捕獲従事者等々の技術向上を図るとともに、集中的な捕獲の実施により、捕獲圧を高めている。
--	---

農業・農山村の多面的機能発揮のための活動や農業の実践

<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>多面的機能支払交付金事業の取組は、農地・農業用施設等の保全管理や長寿命化、農村環境の保全・向上など、農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮に寄与しているが、事務手続きの煩雑さ等から5年毎の計画更新時に取組面積が減少している。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金への取組により、自立的かつ継続的な農業生産活動等の実施に寄与しており、H27から取組面積は順調に増加しているものの、担い手不足、高齢化による取組断念防止のため計画通りに進んでいない。</p> <p>中山間ふるさと活性化基金の取組は、中山間農業地域の住民活動である棚田まつり等の支援等を通じ、集落の活性化に寄与しているものの、今後は、各集落の課題に対応した実施内容を検討することで、活動への支援の充実を図る必要がある。</p> <p>病害虫多発に伴う農薬使用回数増加や台風被害の影響等により環境保全型農業直接支払制度の要件を満たさない事例もあり、目標面積に達するような拡大には至らなかった。また、環境保全型農業直接支払制度の交付金額が市町からの要望額に足りない結果となり、今後制度推進上の妨げになることが懸念される。</p> <p>保安林指定には、森林所有者の承諾が必要なため、市町、森林組合等と連携している。特に、防災機能上重要な森林の指定については、地域に精通している市町との連携を強化し、指定促進を図ったが、小面積区域の指定が多く、大面積区域の地元調整が遅れたため、17%の進捗率にとどまった。</p> <p>新たな森林管理システムを推進するためには経営管理されていない森林の所有者と市町が森林整備に合意する必要があり、事務作業や現地調査などマンパワーが必要である。そのため、市町を支援するために国が創設した地域林政アドバイザーを県内でも育成してきたが、市町が地域林政アドバイザーに求める業務内容の具体化がすすんでいない。</p> <p>森林の持つ多面的機能を継続的に発揮させるには、適正な森林整備を行う必要がある。これまでに約5万1千ヘクタールの未整備森林が解消されている一方で、手入れ不足の森林が多く存在している。限られた人員の中で、より多くの未整備森林を解消していくには、森林整備の作業効率を上げる必要がある。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>多面的機能支払交付金事務の担い手不足及び高齢化による活動継続の断念を回避するため、組織の合併・再編及び事務の集約化を推進する。</p> <p>中山間地域等直接支払交付金については、国の第5期対策における新たな加算措置や制度緩和措置等の活用を推進するとともに、担い手不足、事務負担軽減のため組織の広域化と事務の集約化、さらに多面的機能支払交付金事業のみ取り組んでいる活動組織に対し、新規取組等の推進強化を図る。</p> <p>中山間ふるさと活性化基金については、外部人材等を活用した農地等地域資源の保全管理など、集落の維持・活性化につながる事業への見直しを図る。</p> <p>環境保全型農業直接支払制度の推進対象や方策に関する市町等関係機関と検討を行い、栽培環境の変化に対応した技術的支援や環境保全型農業直接支払交付金の予算確保を国へ要望する。</p> <p>保安林の指定箇所を治山施工予定地の指定と地域森林計画書に記載されている予定箇所を優先的することで、計画的な指定を促進していく。</p> <p>新たな森林管理システムにおいて市町が地域林政アドバイザーに求める業務を具体化していくとともに、地域林政アドバイザーからも意見をもらい活動につながるようなマッチングを進める。</p> <p>森林整備の作業効率を上げるために、必要な時に高性能林業機械を使えるよう、リースの支援を行う。また、その機能を十分に発揮させるために必要な路網整備を支援していく。</p>
--	--

農林業・農山村の応援団づくりのための情報発信や県民との協働

<p>実績の検証及び解決すべき課題</p> <p>多くの県民に森林づくり活動に参画してもらうことで、森林を守り育てる意識の醸成と農林業に対して理解を深めるきっかけとなっている。令和元年度の森林ボランティア団体数は39団体あり、いずれも人員不足や技術力不足で悩んでいる。</p>	<p>課題解決に向けた方向性</p> <p>県民共有の財産である森林を社会全体で支える機運の醸成を図るためには、森林ボランティア支援センターを活用した技術・技能研修や情報発信、市町との連携などにより、より一層の森林ボランティア団体の育成や活動支援を行うとともに、県民や子どもたちへの森林教育・木育を推進していく。</p>
---	---

4. 令和2年度見直し内容及び令和3年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和2年度事業の実施にあたり見直した内容 (令和2年度の新たな取組は「R2新規」等と記載、見直しが無い場合は「-」と記載)	令和3年度事業の実施に向けた方向性		
		所管課(室)名		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
2		鳥獣害に強い地域づくり推進事業費	R2新規		令和2年度から3対策をより効率的に進めるためシステム開発・実証と被害対策情報のマップ化に取り組んでおり、令和3年度以降は各地域で戦略的3対策を現地に普及させる取組を行う。	改善
		農山村対策室				
3		鳥獣保護費			令和2年度においても、引き続き第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき休猟区を設定し、制札の設置や既存休猟区の制札の維持管理など、休猟区の適切な管理を実施する。また、休猟区における繁殖用のキジの放鳥を実施する。	現状維持
		農山村対策室				
4	取組項目	狩猟取締費			狩猟や有害鳥獣捕獲における法令順守や事故防止を目的として、狩猟免許試験、適性検査、取締り等を実施する。 また、狩猟に関する統計資料について、環境省が平成30年度より運用開始した「野生鳥獣捕獲情報等収集システム」を活用し、より迅速な統計処理を実施する。	改善
		農山村対策室				
5		野生鳥獣管理事業費			引き続き、ニホンジカの生息密度についてのモニタリング調査を実施する。 また、環境省の交付金事業である指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、特にニホンジカについては第二種特定鳥獣管理計画に掲げる生息密度の削減目標を達成するために、より効率的な捕獲方法を導入する。 さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業完了後も地元の捕獲体制や捕獲技術の向上に繋がるように、市町や地域住民との連携を密に取りながら進めていく。	改善
		農山村対策室				
6		中山間地域等直接支払費			中山間地域等直接支払制度の取組推進に向け、令和元年度に引き続き、令和2年度も同様に市町と連携し、集落への取組推進に向けて働きかけを行う。また、取組面積の拡大として、多面的機能支払のみに取組んでいる組織に対して、新規取組の推進を行っていく。また多面的機能支払事業と連携した広域化や第5期対策の加算措置等の制度改正の活用を推進し集落の維持・活性化を図っていく。	改善
		農山村対策室				
7	取組項目	多面的機能支払事業			多面的機能支払交付金の取組断念の主原因は、事務の煩雑化及び事務担当の高齢化等に伴う担い手不足であり、これまで農地法面の草刈や水路の泥上げなどの実践活動には取り組んでいたが、事務処理が困難になったために取り組みを断念している状況である。このため、事務の担い手確保を目的とした活動組織の合併及び広域化を推進するとともに、単独では取組困難であった集落を組織に参画促進することで、取組面積の拡大を推進していく。	改善
		農山村対策室				
8		中山間ふるさと活性化基金	イベントを見直して、別事項で「R2新規」ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業費を立ち上げた。		指導員については、市町に対する事業内容の説明による掘り起こしを推進するとともに、R2新規の「ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業」による新たな人材の呼び込みを図る。	現状維持
		農山村対策室				
9		ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業	R2新規		令和3年度は、ボランティアと農山村集落の共働による集落維持活動事業を本格的に展開するとともに、継続的なシステムを構築することで、地域住民の共同活動(地域住民活動)等の集落の維持・活性化を図る。	現状維持
		農山村対策室				

10		<p>ひと・水・土が調和した長崎農業実現事業費</p> <p>農業経営課</p>	<p>諫早湾干拓調整池流域でのカバークロープ導入の支援事業に関し、令和2年度より県単補助から関係市との協調補助へ移行し、関係機関が連携して水質保全の取り組み拡大を推進することとした。</p>	<p>有機栽培や特別栽培の取り組みは、環境負荷低減をけん引する生産方法であり、面積拡大により地域での波及が期待されることから、国の支援事業の活用と併せ水稲や露地野菜等土地利用型品目など対象を選定しながら推進を図る。</p>	終了
11		<p>環境保全型農業直接支援対策事業費</p> <p>農業経営課</p>	<p>令和2年度から環境保全型農業直接支払制度が見直されたため、市町と連携し農業者への見直し内容の周知や農業者が円滑に活動を継続できるよう支援する。</p>	<p>令和3年度の環境保全型農業直接支払制度の要望額に対応した予算確保のための国への要望、新規取組の掘り起こしや既存取組の拡大など関係機関と一体となって環境保全型農業の普及を図る。</p>	改善
12		<p>ながさき森林環境保全事業</p> <p>林政課</p>	<p>実施率が低い事業内容について、県民が活用しやすいように補助金額の範囲や申請手続きを見直した。</p>	<p>令和元年度から国の環境譲与税を財源とする新たな制度が施行された。市町が主体となって取り組む事業であることから、その取り組み状況を把握するとともに、国税と県税2つの税を有効活用し、事業を推進できるよう、第4期ながさき森林環境保全事業の開始される令和4年度までにそのあり方について検討していく。</p>	改善
13	取組項目	<p>保安林等整備管理事業</p> <p>林政課</p>		<p>保安林制度は、森林が有する公益的機能の維持増進を図るものであり、本事業の重要性は高い。水源かん養機能や山地災害防止機能等が高い森林を保全し、その維持・機能の発揮を図るため、保安林指定を推進する。 このため、引き続き、山地災害危険地区や水源かん養等の公益的機能の高い森林については、保安林指定と併せて森林整備の推進を図る。 なお、R元年度の指定予定地調査に先立ち、従来の単年度計画による指定を見直し、R元年度以降は3か年の指定計画表を作成し、目標達成に向けた円滑な調査による計画的な指定を行うこととした。 令和3年度事業実施に向け、同計画を踏まえ新たな災害発生森林の追加指定等、内容検討して行くこととしている。</p>	現状維持
14		<p>県営林事業</p> <p>林政課</p>	<p>間伐を主体とした長伐期施業を実施することにより、森林が持つ多面的機能を最大限に発揮させるとともに、良質材の生産を行い、第13次計画の確実な実施に努める。</p>	<p>県営林については、第13次経営計画(R1～5)に基づき、森林の健全な成長と保全に重点を置いた森林整備を実施しており、森林が有する公益的機能の維持増進を図るため、引き続き事業を推進する。</p>	現状維持
15		<p>森林環境譲与税事業費</p> <p>林政課</p>	<p>令和2年度においては、地域林政アドバイザーと市町のマッチングをさらに進めていくための推進会議等を開催する。</p>	<p>令和3年度においては、地域林政アドバイザーを活用している市町の事例報告会を開催し、未活用市町への周知と取組みを指導支援する。</p>	改善
16	取組項目	<p>ながさき森林環境保全事業</p> <p>林政課</p>		<p>県民参加の森林づくり事業や市町と連携したふるさととの森林づくり事業は、森林ボランティアの育成、森林に対する県民意識の醸成に効果的であることから、引き続き事業を推進するとともに、県民や子どもたちへの森林教育・木育のより一層の推進を図る。また、国の環境譲与税と県の環境税とが両輪となり、森林の保全を図るよう、そのあり方について検討していく。</p>	改善

注：「2. 令和元年度取組実績」に記載している事業のうち、令和元年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- 視点 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- 視点 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- 視点 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- 視点 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- 視点 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- 視点 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- 視点 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- 視点 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- その他の視点